

健康一口メモ

～いざという時のために 職場の救急～

もし、あなたの職場で同僚が意識を失い呼吸のない状態に陥ったら、あなたはどんな行動をとりますか？すぐに救命措置を始めることができれば良いですが、実際はパニックになり適切な措置ができないかもしれません。いざという時のために職場の救急について一緒に考えてみましょう。

1. 職場の救急について

労働安全衛生規則と事務所衛生基準規則には、救急箱の設置に関する規定が定められています（下記参照）。また、危険な作業や有害な作業が伴う職場での事故等に備え、労働安全衛生法や労働安全衛生規則で職場の救急に関する規定が定められています（労働安全衛生法第25条の2・代30条の3、労働安全衛生規則第24条の3から9）。

～ 職場の救急についての関連法規～

全ての事業所には労働安全衛生規則で救急箱の設置が規定されています。

（救急用具）

第六百三十三条 事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、前項の救急用具並びに材料を常時清潔に保たなければならない。

（救急用具の内容）

第六百三十四条 事業者は、前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。

- 一 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
- 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

2. 救急箱の設置について

必要な物品がすぐに使用できる状態で保管できるよう、救急箱の管理・運用についてルールを決めておきましょう。また、従業員が自由に利用できるように利用方法や設置場所を周知しましょう。

＜救急箱に必ず設置するもの＞

- ・ 包帯、滅菌ガーゼ・ガーゼ用テープ、安全ピン
- ・ 消毒薬、コットン・綿棒（消毒用）
- ・ ピンセット
- ・ はさみ

（・重傷者が出る恐れのある職場は副木（添え木）止血帯、担架）

（・火傷の出る恐れのある職場は火傷の薬）

＜救急箱にあると便利なもの＞

- ・ 絆創膏
- ・ 体温計
- ・ ビニール手袋（止血時の感染防止）



<救急箱の管理について>

- ・ 救急箱の管理責任者を決めましょう。
- ・ 月1回等、定期的に中身の点検と有効期限のチェックをしましょう。
- ・ 医薬品は薬の効果や副作用等が個人により異なるため、薬剤師の説明がなく薬を配布することは望ましくありません。もし常備する場合、使用は自己責任とし、いつ・誰が、何を使用したかを記録すると良いでしょう。また、医薬品の数量と使用期限の管理を行いましょう。
- ・ 従業員に利用方法・設置場所を周知しましょう。



3. 救急対応時に備える

いざという時に適切な措置をとるには、個人が知識を持つことも大切ですが、職場全体で、日頃から救急対応時を想定して備えておくことが重要です。下記について確認してみましょう。

<救急車を呼ぶ>

○ 職場の全員が 119 番通報の手順を知っていますか？

居合わせた人が通報する、まずは管理者へ報告し管理者が通報する等が考えられます。誰がどのような方法で通報するか決めておきましょう。



○ 職場の電話や携帯等は、119 番にすぐつながりますか？

「0」発信が必要な場合があります。とっさの時でもつながるか確認しておきましょう。

○ 職場の住所、TEL 番号、目標物などがすぐに言えますか？

とっさの時に忘れてしまうことがあります。電話の近くにこれらを記入したものを貼っておくと良いでしょう。

○ 救急車を呼んだ場合、どの経路で現場に侵入できるか想定していますか？

どこに駐車できるか、ストレッチャーが通れるか（エレベーターや階段など）確認しておきましょう。

<応急措置・AED について>

○ 職場の全員が心肺蘇生法・AED の使用方法を知っていますか？ また、訓練を定期的に受けていますか？

○ AED の設置位置を職場の全員が知っていますか？

○ AED とともに感染防止のための道具が備えられていますか？

○ AED のバッテリー、パッドの有効期限について定期的にチェックしていますか？

○ 救急車が来るまでの間にできる応急手当（止血法ややけどの手当てなど）は知っていますか？また、救急箱に必要な物品が揃っていますか？



参考：BLS 横浜 職業人のための救急救命スキル <http://blog.bls.yokohama/archives/2855.html>

前頁のチェックリストで、できていない項目があれば職場にあった方法を検討し、必要なときにすぐ動けるよう備えましょう。また、定期的に救急対応を想定した訓練をしておくとう安心です。

4. 救急車を呼ぶ前に

症状にかかわらず、まずは下記の状態があれば、すぐ119番に電話して救急車を呼びましょう。

こんなときはすぐ救急車！！

- ・ 呼吸をしていない
- ・ 脈がない、心臓が止まっている
- ・ 水没している、沈んでいる
- ・ 皮膚が冷たくなっている
- ・ 呼びかけても、反応がない
- ・ 普通にしゃべれない、声がだせない
- ・ 顔色・唇・耳の色が悪い、冷や汗をかいている



それ以外の症状で判断に迷った場合、次のサイト（またはスマホアプリ）等を利用してみましょう。質問に答えていくと、すぐに救急車を呼ぶ必要があるか判断の目安になります。

全国救急受診ガイド Q助（消防庁）

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app/kyukyu_app_web/index.html



また、救急車を呼ぶまでもない場合で、どの医療機関を受診するか迷った場合は、「医療ネットみえ」で案内を受けることができます。

○ネットで医療機関を調べるとき

<https://www.qq.pref.mie.lg.jp/qq24/qqport/kenmintop/>

○電話で医療機関を知りたいとき

三重県救急医療情報センター 059-229-1199（24時間受付）